

玖珠葬斎場指定管理者募集要項

令和8年9月

玖珠九重行政事務組合

玖珠葬斎場指定管理者募集要項

1. 指定管理者募集の目的

玖珠葬斎場（以下「葬斎場」という。）の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、令和9年4月1日から、引き続き指定管理者制度を導入します。これは民間事業者の有するノウハウを有効に活用することにより、住民サービスの向上及び経費の節減につなげようとするものです。

指定管理者の選定にあたっては、公衆衛生その他公共の福祉としての役割を果たす施設運営とするため、広く事業者を公募し、管理運営について創意工夫ある提案を募集します。

本募集要項は「玖珠葬斎場」の指定管理者の募集に関して必要な事項を定めたものです。

2. 対象施設の概要

- ① 名 称 玖珠葬斎場
- ② 所 在 地 玖珠郡九重町大字栗野字河原田 147 番地 1
- ③ 施設の沿革 玖珠町営塚脇火葬場と九重町営栗野火葬場がそれぞれ町独自で運営していたものを施設の老朽化に伴い、日田玖珠広域市町村圏組合事業として昭和 60 年に玖珠共同葬斎場として現在の位置に建設。
- ④ 建物概要
- 構造概要 鉄筋コンクリート造一部 2 階建て
- 延床面積 443.13㎡
- 施設内容 火葬炉 3 基 炉前ホール、収骨室、霊安室、自動制御室、待合室、待合ロビー、給湯室、管理人室、便所、駐車場、庭園 他
- ⑤ 過去 5 年間の施設使用実績
(火葬件数等)

年度	開場 日数	火葬 日数	火葬件数										霊安 室利 用 (日)
			大人 圏域 内	大人 圏域 外	生保	行旅 死亡 人等	子供	子供 圏域 外	胎児	胎児 圏域 外	汚物 その 他	計	
令和 3 年度	363	240	392	4	3	0	0	0	2	2	5	408	11
令和 4 年度	363	286	475	6	0	0	0	0	2	0	8	491	8
令和 5 年度	364	271	424	4	6	0	0	0	3	0	5	442	6
令和 6 年度	363	239	406	6	9	1	0	0	0	0	7	429	55
令和 7 年度	363	266	428	3	7	2	0	0	1	0	7	448	37

3. 管理の基準

指定管理者が管理業務を行うにあたり、次の事項を遵守すること。なお、詳細は「玖珠葬斎場管理業務仕様書」（以下仕様書）を参照してください。

(1) 開場日、利用時間

仕様書のとおりですが、管理者の承認を得て変更することも可能です。

(2) 適切なサービス提供を行うこと。

(3) 玖珠葬斎場の施設及び設備の維持管理を安全かつ適切に行うこと。

指定管理者において緊急事態等を想定した危機管理体制の整備や安全管理マニュアルを策定し、随時の従業員に対する研修や緊急事態等の対応について訓練等を行うことで、事故防止や安全管理の徹底を図ること。

(4) 業務に関連して取得した個人に関する情報を適正に取り扱うこと。

(5) 業務を遂行する上で、以下の関係法令及び条例を遵守し、適正な管理業務を行うこと。

(ア) 墓地、埋葬等に関する法律、同法施行規則

(イ) 玖珠九重行政事務組合葬斎場条例、同条例施行規則

(ウ) 玖珠九重行政事務組合公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（以下「指定手続条例」という。）同条例施行規則

(エ) 玖珠九重行政事務組合行政手続条例

(オ) 玖珠九重行政事務組合情報公開条例

指定管理者が施設の管理業務を行うに当たり作成し、又は取得した文書等で指定管理者が管理しているものの公開については、別途指定管理者において情報公開規定を定めるなどにより、適正な情報公開を行うこと。

(カ) 玖珠九重行政事務組合個人情報保護条例

指定管理者が施設の管理業務を通じて取得した個人情報の取扱いに関しては、漏洩、滅失及び毀損の防止その他個人情報に適切な管理を行うほか、個人情報を保護するために必要な措置を講じること（具体的には別途協定で定める）。

なお、個人情報の開示については、別途指定管理者において規程を定めるなどにより適正な取扱いに努めること。

(キ) 地方自治法（第 244 条、第 244 条の 2）

(ク) 労働関係法令

(ケ) 行政不服審査法、行政事件訴訟法

指定管理者が利用不許可処分等を行う場合においては、行政不服審査法に基づく審査請求、行政事件訴訟法に基づく処分の取消しの訴えを行うことができること等を処分の相手方に教示する義務があります。

(コ) その他関連する法令

(6) 文書の管理・保存

指定管理者が、施設の管理業務を行うにあたり作成し、又は取得した文書については、別途指定管理者において文書管理規定等定め、適正な管理・保存を行うこと。

(7) 事業計画書及び収支計画書の提出

毎年度2月末までに、次年度の事業計画書及び収支計画書について、玖珠九重行政事務組合と調整を図ったうえで作成、提出すること。

(8) 事業報告書の提出

毎年度終了後に、指定管理業務全般に係る事業実績報告書を作成し、翌年度の4月30日までに提出すること。

(9) その他

管理の基準の細目については、玖珠九重行政事務組合と指定管理者の間で締結する協定で定めるものとします。

4. 指定管理者が行う業務

(1) 火葬に関する業務

(2) 遺体等の保管に関する業務

(3) 霊安室の使用に関する業務

(4) 葬斎場の施設及び設備の維持管理に関する業務

(5) 前各号に掲げる業務のほか、管理者が必要と認める業務

※留意事項

ア. 指定管理者が実施することとなる管理業務の詳細及びその基準については、別添「仕様書」を参照してください。また、利用者からの意見、要望等サービス向上のための提案については、積極的に改善の提案を行ってください。

イ. 管理業務の全部を第三者に委託し又は請け負わせることはできません。ただし、業務の一部について、玖珠九重行政事務組合の承認を得た上で、専門の事業者へ委託することは可能です。

ウ. 事業の評価結果等により、指定管理者の業務が基準を満たしていないと判断した場合、改善の勧告、指示等を行い、なお改善が見られない場合は、指定を取り消すことがあります。

5. 指定の期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日までの5年間で予定しています。

この指定の期間は、玖珠九重行政事務組合の議会により確定することになるので留意してください。

なお、指定の期間内であっても、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがあります。

6. 経費

(1) 管理業務に要する経費の支払い

玖珠九重行政事務組合は、指定管理者の業務を実施するために必要な経費として、選定された指定管理者が提示した額を上限として指定管理料を支払います。指定管理料の支払い方法等については、玖珠九重行政事務組合と指定管理者で締結する協定書で定めることとし、各年度の指定管理料は玖珠九重行政事務組合と指定管理者との協議によって決定することとします。

玖珠葬斎場の管理業務に係る指定管理料の上限額（以下「基準価格」という。）については、以下のとおり設定しており、申請に当たっては、基準価格以内の指定管理料に基づいて事業計画及び収支計画を作

成することとします。

(基準価格)	令和 9 年度	30,650,000 円
	令和10年度	30,650,000 円
	令和11年度	30,650,000 円
	令和12年度	30,650,000 円
	令和13年度	30,650,000 円

なお、年度毎の基準額は消費税及び地方消費税を含まない金額ですので、留意してください。玖珠葬斎場の利用に係る料金はすべて玖珠九重行政事務組合の収入となります。

また、基準価格を超えた指定管理料の額に基づいた申請があった場合、失格とします。

指定管理料の増減は、燃料費及び光熱水費の5%を超える急激な変動増減、災害等の特別な場合に限り、玖珠九重行政事務組合と指定管理者で協議ができることとします。

(2) 管理業務に要する指定管理料の精算

指定管理者が業務を玖珠九重行政事務組合が示した水準どおりに確実に実施する中で、経費の節減など指定管理者の経営努力により生み出された剰余金については、原則として精算による返還を求めません。

7. 応募資格

(1) 応募者の資格

指定期間中、安全かつ円滑に葬斎場を管理運営でき、九州管内にその事業所を有する法人や団体で次の要件を満たすもの。

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- ② 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けた者でないこと。
- ③ 玖珠町、九重町から指名停止措置をうけていないこと。
- ④ 玖珠町、九重町発注工事に係る請け負う契約に関し、次の事項に該当し、当該状態が継続していることから、指定管理者として不適当と認められるものでないこと。
 - ・ 契約書に基づく措置要求に従わない等、請負契約等の履行が不誠実であること。
 - ・ 一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関等からの情報により請負者の下請契約関係が不適切であることが明確であること。
- ⑤ 以下の暴力団関係者排除対象者に該当しないこと。

指定管理者の指定を受けようとする団体若しくはその代表者等（法人にあっては、非常勤を含む役員及び経営に事実上参加している者、任意の団体にあっては、その代表者及び経営に事実上参加している者。以下同じ。）又は指定を受けた団体若しくはその代表者が、次のいずれかに該当すると認められる場合

- (1) 暴力団関係者である場合
 - (2) 暴力団関係者に金銭、物品その他の財産上の利益を与えた場合
 - (3) 暴力団関係者を使用した場合
 - (4) 暴力団関係者と密接な交際等を有している場合
- ⑥ 会社更生法、民事再生法に基づく更生または再生手続きを行っていない者であること。また、銀行取引停止、主要取引先からの取引停止等の事実があり、客観的に経営状況が不健全であると判断される者でないこと。

- ⑦ 国税、地方税に滞納がないこと。
- ⑧ 火葬場業務の実績があること。
- ⑨ 緊急時に迅速な対応が可能な体制を有すること。

8. 指定管理者の公募手続

(1) 公募スケジュール

具体的な実施スケジュールは以下のとおりです。ただし、問合せ等は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く開庁日の午前8時半から午後5時まで(以下開庁時間)という。) をお願いいたします。

募集要項等の公表（玖珠九重行政事務組合での紙にて配布及びホームページ）	令和8年10月1日（木）
募集要項等配布、資料閲覧	令和8年10月1日（木）から令和8年10月22日（水）
募集要項等に関する質問の受付	令和8年10月1日（木）から令和8年10月22日（木）
現地説明会	令和8年10月13日（火）午後3時から
募集要項等に関する質問への回答	令和8年10月26日（月）
指定申請書等の受付	令和8年10月23日（金）から令和8年11月6日（金）
申込締切日	令和8年11月6日（金）
書類審査、ヒアリング	令和8年11月中旬
選定結果の通知、指定候補者との協議	令和8年11月下旬から12月上旬
玖珠九重行政事務組合議会の議決	令和8年12月下旬
年度協定の締結、管理業務の開始	令和9年4月1日

(2) 公募手続

ア 募集要項等配布

以下のとおり募集要項等を配布します。

- ・ 配布期間：令和8年10月1日（木）から令和8年10月22日（木）まで（土・日及び祝日は除く）
- ・ 配布時間：午前8時30分から午後5時まで
- ・ 玖珠九重行政事務組合及び玖珠町、九重町のホームページからもダウンロードできます。
- ・ 配布場所：大分県玖珠郡玖珠町大字戸畑 152 番地 玖珠九重行政事務組合
企画財政係

イ 現地説明会

現地説明会を下記により行います。本説明会では、募集要項等の配布を行うとともに、会場において玖珠葬斎場に関する詳細図面を閲覧することができます。

なお、詳細図面については令和8年10月1日（木）から令和8年10月22日（水）までの間、問合せ先において閲覧することができます。閲覧は、開庁時間とします。

【現地説明会】

日 時：令和 8 年 10 月 13 日（火）午後 3 時から

場 所：大分県玖珠郡九重町大字栗野字河原田 147 番地 1 葬斎場内待合室（変更の場合有）

内 容：①募集要項及び仕様書の説明

②葬斎場の見学

参加申込：参加希望の方は「玖珠葬斎場指定管理者募集要項等に関する説明会参加申込書（様式第 4 号）」に必要事項を記入の上令和 8 年 10 月 8 日（木）午後 5 時までに、問合せ先まで F A X 又は E メールにてお申し込みください。念のため電話にて到着確認をお願いします。

ウ 募集要項等に関する質問書

募集要項等の内容に関する質問を「玖珠葬斎場指定管理者募集要項等に関する質問票（様式第 5 号）」により、以下の通り受け付けます。

受付時間：令和 8 年 10 月 1 日（木）から令和 8 年 10 月 22 日（木）

提出場所：問合せ先に同じ

提出方法：質問書は E メールによる送付とします。

エ 質問への回答

すべての質問に対する回答を申込者全員に E メールにより送付します。

回答日：令和 8 年 10 月 26 日（月）

オ 指定申請書等の受付

指定申請書等を以下のとおり受け付けます。

① 申請書類

申請に当たっては、以下の書類を玖珠九重行政事務組合に提出していただきます。なお、玖珠九重行政事務組合が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

（1）指定管理申請書

（2）申請にあたって事業者間の合意が確認できる書類（該当の場合のみ）

（3）指定を受けようとする公の施設の管理に関する事業計画書（様式第 1 号）

（4）玖珠葬斎場の管理運営に関する収支計画書（様式第 1 号の 2）

（5）定款、寄付行為、規約又はこれらに関する書類

（6）法人にあつては、当該法人の登記簿謄本

（7）申請日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、損益計算書及びキャッシュフローその他当該団体の財務を明らかにすることができる書類

（8）申請日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の団体の業務の内容を明らかにする書類

（9）労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は除く。）

（10）納税証明書

①直近 1 年の国税又は地方税の各納税証明書（滞納がないことの証明書）

（11）応募事業者確認書

（12）誓約書（様式第 2 号）

(13) 申立書(様式第3号)(提出書類資料に該当がない場合のみ)

②受付期間: 令和8年10月23日(金)から令和8年11月6日(金)までの(土曜日、日曜日及び祝日を除く)
午前8時30分より午後5時まで

③ 提出場所: 問合せ先に同じ

④ 提出方法: 指定申請書等正本1部、副本10部を上記に定める提出場所に提出して下さい。提出方法は
持込に限り、郵送、ファクシミリ等による提出は受理しません。要求した内容以外の書類、図面
等についても受理しません。

⑤ 申請に当たっての留意事項

ア 複数の申請禁止

1 応募者につき1申請とし、複数の申請をした場合は、失格とします。

イ 申請書提出期限までに所定の書類の提出がない場合

申請はなかったものとして取り扱うこととします。

ウ 接触の禁止

申請者及び申請者の代理人並びにそれ以外の関係者が選定に対する不当な要求を行った場合もしくは、
指定管理者選定委員会委員に個別に接触した事実が認められた場合には、失格となることがあります。

エ 共同事業体の構成団体の変更

共同事業体で応募する場合、代表団体及び構成団体の変更は認めません。ただし、構成団体の倒産、解
散等の特殊な事情が認められ、審査の公平性及び業務遂行上の支障がないと玖珠九重行政事務組合が判
断した場合には、変更を可能とすることもあります。

その際には、変更の旨を問合せ先までご連絡下さい。

オ 応募の辞退

団体の解散等の事情により、応募を辞退することが明白となった場合には、応募辞退届(様式第6号)
を提出して下さい。

提出場所: 問合せ先に同じ

カ 提案内容変更の禁止

提出された書類の内容を変更することはできません。

キ 虚偽の記載をした場合及び不正があった場合の無効

申請書に虚偽の記載があった場合や不正があった場合、当該申請は無効とします。

ク 著作権の帰属等

事業計画書等の著作権は、申請者に帰属します。ただし、玖珠九重行政事務組合は、指定管理候補者の
決定の公表等必要な場合には、事業計画書等の内容が無償で利用できるものとします。

なお、申請書類は理由の如何に関わらず返却しません。

ケ 情報公開条例に基づく情報公開

提出された申請書類、選定過程、審査結果等については、玖珠九重行政事務組合情報公開条例に基づく
情報公開請求の対象となるとともに、原則として指定管理候補者の決定後、申請者名、選定結果等を公
表するものとします(非公開情報: 個人に関する情報や申請者の正当な利害を害するおそれのある情報
等を除く)。

コ 費用負担

申請に関して必要となる費用は申請団体の負担とします。

サ 本事業提案応募のために説明会・現地見学等、定められた機会を除き、玖珠九重行政事務組合から便宜をはかることはできません。応募者は玖珠九重行政事務組合が提供した情報、独自に合法的に入手した情報のみで提案を行ってください。

シ 本事業提案で得た情報について、応募者は第三者への公表及び他目的への使用をすることはできません。ただし、以下の情報についてはその対象ではありません。

- ・ 公知となっている情報
- ・ 第三者により本業務に関し合法的に入手できる情報

9. 指定管理者の候補の選定

(1) 選定方法

指定管理候補者選定委員会（以下選定委員会）を設置し、各委員が次の審査基準に基づいて審査した評点の合計が最も高い申請者を指定管理候補者として選定し、この結果により最終的に玖珠九重行政事務組合で指定管理候補者を決定します。

(2) 審査基準

- ① その事業計画による公の施設の運営が住民の平等利用を確保することができるものであること。
- ② その事業計画書の内容が当該事業計画書に係る公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- ③ 利用者へのサービス向上が図られ、個人情報の漏洩がないこと。
- ④ その事業計画書に沿った管理を、安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

選定基準に基づき設定する審査項目の概要は指定管理候補者選定審査基準表のとおりです。

(3) ヒアリング等

ア 選定に当たり、提出書類により応募資格、提案内容等を書類審査の後、選定委員会によるヒアリングを行います。

イ 書類審査の結果は、全ての申請者に対して書面で通知します。

ウ ヒアリングの日時、場所等については、後日、該当する申請者に対して書面で通知します。

エ ヒアリングの出席者は3名以内とし、出席者は原則として代表者及びその社員（任意団体にあっては構成員）に限ります。

(4) 審査結果の通知及び公表

ヒアリングの後、選定委員会で申請者の最終評価を行い、指定管理者として最もふさわしい指定管理候補者を選定します。選定の結果は、申請者全員（グループでの応募の場合、グループの代表団体宛）に書面で通知するとともに公表します。

玖珠葬斎場 指定管理候補者選定審査基準表

総合配点：200 点（価格評価 15 点を含む）

審査区分	審査項目・評価の視点	配点
1. 指定管理者としての適性	1－(1) 施設の管理運営に対する理念、基本方針 ・施設の設置目的・性格を十分理解し、これに適合した理念・基本方針が明確か。	5 点
	1－(2) 安定的な人的基盤や財政基盤 ・長期間、安定した管理運営を行う人的・財政的基盤を有しているか、又は確保できる見込みがあるか。	15 点
	1－(3) 実績等・専門的知識と意欲 ・施設管理運営に関する専門的知識、資格、経験を十分に有し、熱意・意欲があるか。	15 点
2. 管理運営計画の適格性	2－(1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み ・事業計画が施設の効用を最大限に発揮し、設置目的に沿った成果が得られる内容か。	15 点
	2－(2) 利用者の満足度 ・利用者の満足が得られ、サービスの維持・向上につながる具体的な提案がなされているか。	10 点
	2－(3) 利用者の苦情対応等 ・利用者の意見を把握し、苦情対応や情報提供を含め、サービス改善に反映させる仕組みが構築されているか。	10 点
	2－(4) 指定管理業務に係る経費（収支計画・費用の妥当性） ・指定管理業務に係る費用の妥当性及び収支計画の合理性・妥当性が確保され、経費節減の実施可能な提案があるか。	10 点
	2－(5) 指定管理業務に係る経費（価格評価） ・提案価格を客観的に評価する（※算式による自動計算）。基準価格を超える提案は失格。	15 点
	2－(6) 指定管理業務に係る経費（再委託） ・清掃、警備、設備保守点検等を再委託する場合、適切な水準で実施し、経費を最小限とする工夫があるか。	5 点
	2－(7) 管理体制・人員配置 ・施設の管理責任者の配置、組織体制、人員配置が適切か。	10 点
	2－(8) 職員の資格の有無・資質向上 ・必要な資格、経験などを有しているか。職員の資質・能力向上が図られるよう取組みがされているか。	10 点
	2－(9) 地域連携 ・地域住民・関係団体との連携・協働を活かした事業展開が具体的に考えられているか。	10 点
	2－(10) 平等利用・個人情報保護 ・個人情報の保護や、利用者への平等なサービス提供への配慮が十分か。	10 点
	2－(11) 安全対策・危機管理体制 ・防犯・防災、事故・非常災害時の対応や安全対策が十分か。	10 点
3. 施設の特性等に応じた独自	3－(1) 施設・設備の維持管理 ・施設の特性を踏まえ、適正かつ計画的な維持管理ができるか。	10 点

基準		
	3-(2) 保守管理計画の妥当性 ・設備等の保守管理計画が具体的かつ適正な内容となっているか。	10 点
	3-(3) 廃棄物の適正処理 ・廃棄物の分別、保管、処理等について適正な取組みが示されているか。	10 点
	3-(4) 公害防止・省エネ・周辺環境への配慮 ・公害防止、省エネルギー、周辺環境への配慮について具体的な取組みが示されているか。	10 点
	3-(5) 地元の人材活用 ・施設の管理運営において、可能な範囲で地元人材の活用が図られているか。	10 点
合計	計 18 項目（価格評価含む）	200 点

10. 指定管理者の指定及び協定の締結

(1) 指定管理者の指定

指定管理者の指定には、玖珠九重行政事務組合議会の議決が必要です。原則として選定された指定管理候補者について議決を経たのち、指定管理者として指定する予定です。

なお、指定については指定の相手方に書面で通知するとともに玖珠九重行政事務組合ホームページ等において公表します。

(2) 協定の締結

玖珠九重行政事務組合と指定管理者は、業務内容に関する細目的事項、管理の基準に関する細目的事項等について協議の上、協定を締結します。なお、協定の主な内容は、仕様書を参照してください。

(3) 留意事項

ア 指定の議決を経るまでの間に指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事情が生じたときは、指定の議決後においても、指定しないことがあります。

イ 指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。

(ア) 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき。

(イ) 資金事情等の悪化等により、事業の履行に支障があると認められるとき。

(ウ) 著しく社会的信用を損なう等により、事業の履行に支障があると認められるとき。

(エ) 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

11. 事業実施状況の監視等

(1) モニタリング

玖珠九重行政事務組合は、指定期間中の指定管理者の業務実施状況を把握し、必要なサービス水準を確保するため、モニタリングを行います。

モニタリングの結果、管理の基準や事業計画書に記載された事項等が達成されていない場合には、玖珠九重行政事務組合は改善措置を講じる等の指導を行います。

さらに必要な場合は、業務の停止や指定の取消を行うことがあります。

ア 定期モニタリング

毎月、業務報告を提出して頂き、玖珠九重行政事務組合は当該報告に基づき状況確認を行います。

イ 随時モニタリング

必要に応じ、随時状況確認等を行います。

(2) 評価の実施と公表

玖珠九重行政事務組合は、指定管理者の業務の改善及び住民サービスの一層の向上に資するため、(1)のモニタリング及び毎事業年度終了後に提出される事業報告書の確認等により、業務の実施状況について評価を行い公表します。

(3) 利用者アンケートの実施

施設利用者の利便性の向上の観点から、アンケート等により、施設利用者の意見・苦情等を聴取し、その結果及び業務改善への反映状況について、玖珠九重行政事務組合に報告して頂きます。

(4) 帳簿類等の提出要求

監査等に必要があると認める場合、指定管理者は帳簿書類その他の記録を提出する必要があります。

12. その他

(1) 指定管理者の責任履行に関する事項

ア 指定管理者は、施設利用者の被災に対する第1次責任を有し、施設又は施設利用者に被害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに玖珠九重行政事務組合に報告しなければなりません。

イ 指定管理者は、事業継続が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに玖珠九重行政事務組合に報告しなければなりません。

ウ 前記に規定するもののほか、指定管理者の責任履行に関する事項については、協定で定めることとします。

(2) 事業の継続が困難となった場合の措置

ア 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合は、玖珠九重行政事務組合は指定の取消をすることができるものとします。その場合には、玖珠九重行政事務組合に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。また、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、本施設の管理業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

イ 当事者の責めに帰することができない事由による場合

不可抗力等、玖珠九重行政事務組合双方の責めに帰すことのできない事由により、業務の継続が困難になった場合、事業継続の可否について協議するものとします。

一定期間内に協議が整わない時には、それぞれ、事前に書面で通知することにより協定を解除できるものとします。なお、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、本施設の管理業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

ウ 指定管理者の指定取消後の対応

指定管理者の指定取消後、他の(選定時に決めていた場合は「第2順位、第3順位の」)法人等と、指定管理予定候補者としての協定締結について協議を行うことがあります。

エ その他

前記に規定するもののほか、事業の継続が困難となった場合の措置については、協定で定めます。

(3) 協定書の解釈に疑義が生じた場合等の措置

協定書の解釈に疑義が生じた場合または協定書に定めのない事項が生じた場合については、玖珠九重行政事務組合と指定管理者は誠意を持って協議するものとします。

(4) リスク分担に対する方針

協定締結にあたり、玖珠九重行政事務組合が想定する主なリスク分担の方針は、仕様書リスク分担表のとおりです。これらは、帰責事由の所在が不明確になりやすいリスクについての方針を示したものです。

1 3. 添付資料・様式 (別添)

- (1) 指定管理者指定申請書
- (2) 玖珠葬斎場の管理運営に関する事業計画書
- (3) 玖珠葬斎場の管理運営に関する収支計画書 (様式第1号の2)
- (4) 誓約書 (様式第2号)
- (5) 申立書 (様式第3号)
- (6) 玖珠葬斎場指定管理者募集要項等に関する説明会参加申込書 (様式第4号)
- (7) 玖珠葬斎場指定管理者募集要項等に関する質問票 (様式第5号)
- (8) 応募辞退届 (様式第6号)
- (9) 玖珠葬斎場管理業務仕様書 (別添)
- (10) 火葬の事業実績に関する資料 (別添)
- (11) 応募事業者確認書 (別添)

1 4. 問い合わせ先

大分県玖珠郡玖珠町大字戸畑 152 番地

玖珠九重行政事務組合 企画財政係 (施設管理担当)

電 話 番 号 0 9 7 3 - 7 3 - 2 3 1 1

F A X 番 号 0 9 7 3 - 7 3 - 7 0 5 5

E - m a i l sisetukanri@kkkumiai.or.jp